

京都大学	博士（ 文 学 ）	氏名	佐藤 夏樹
論文題目	1970年代～1980年代における「ヒスパニック」の形成過程 —メキシカン・アメリカンおよびプエルトリカンの視点から—		
（論文内容の要旨） 本論文は、1970年代から80年代のアメリカ合衆国において、メキシカン・アメリカンやプエルトリカンなど、ラテンアメリカに出自を持った集団が、「ヒスパニック」として一つにまとまっていく際に、彼らがどのように「ヒスパニック」という集団を規定しようとしたのかを明らかにしたものである。 まず序章において、研究史上の問題点が整理されたうえで、本論文の問題設定が明確にされる。すなわち、これまでの先行研究では明らかにされてこなかった、「ヒスパニック」という集団がどのような議論のもとで形成されていったのか、この議論の過程において、メキシカン・アメリカンやプエルトリカンといったヒスパニック内部の集団のあいだで、どのような意見の違いが存在したのか、という問題を明らかにすることが本論文の最も重要な課題として提示される。そして、現在でもしばしば混同されることがある、ヒスパニックの「人種」および「エスニシティ」が、どのように議論されたのかという視点と、継続的な非合法移民のヒスパニック・コミュニティへの流入によって、アメリカ社会から付与される「外国人」というラベルにどのように対処したのかという視点とが、本論文の座標軸として設定される。 第1章では、「ヒスパニック」が形成されていった1970年代の動きの背景として、第二次世界大戦後から1960年代にかけて、ヒスパニックのなかで最大勢力であり、「ヒスパニック」の形成を主導したメキシコ系のあいだで、上記二つの論点がどのように展開したのかを検討している。19世紀のアメリカ＝メキシコ戦争以降、法的には白人でありながら、実質的には有色人種のような扱いを受けてきたメキシカン・アメリカンにとって、合衆国において社会的上昇を果たすためには、アングロ・サクソン文化に完全に同化し、自らが白人であると強調することが必須であった点が確認される。そのため、彼らは、同化の妨げとなり、「外国人」というラベルをアメリカ社会から貼られる元凶でもある移民、特に非合法移民を切り離し、積極的に取り締まることを主張していた。しかし、継続する移民の流入によって、完全同化主義を放棄させざるを得なくなり、「異なる文化を持った白人」であると自らを位置づけなおすこととなった、というのが論者の主張である。一方で、同時期のアメリカ市民権運動の影響を受けた若者層からは、自らを褐色の肌をもった被差別有色民族であると主張するチカーノ運動が台頭する。論者は、チカーノ運動と、それに対して批判的であった旧来のメキシカン・アメリカン組織とのあいだの影響関係に注目し、メキシカン・アメリカン組織は、自らが白人であるという立場は堅持しつつも、チカーノ運動の影響を受け、直接行動など、それまで見られなかった手法を取り入れることとなったとしている。 このような状況のなか、より大きな政治的影響力を求めて、「ヒスパニック」という集団を形成することが志向されるのであるが、第2章と第3章では、センサス（国勢調査）をめぐる議会公聴会記録をもとに、「ヒスパニック」の公的な定義がどのように形作られていったのかが論じられている。まず第2章では、はじめてスペイン語系住民に関する質問が設けられた1970年センサスの結果をうけた議論を中心として、従来は政府によって押し付けられたとされてきた、「ヒスパニック」という呼称が、どのような議論のもとで採用されたのか、という問題が論じられる。 まず論者は、1970年センサスが実施されるまで、メキシカン・アメリカン側も、明確な定義の必要性を認識していなかったことを指摘する。その結果、定義があいまい			

なままセンサスが実行され、膨大な数え落しが発生することとなった。これをきっかけとして、どのように集団を定義するのかという議論がなされることとなった。この議論のなかで最大の問題は、呼称をどうするかというものであった。旧来のメキシカン・アメリカンの指導層は、自らの白人性への固執から、「スペイン系」というヨーロッパとのつながりを暗示することばを用いることにこだわりを見せていたと論者は分析する。しかし、自らの白人性を否定するチカーノ運動にかかわっている人々が、強く反発することが予想された。これに対しては、スペイン系の下に、「メキシカン・アメリカン」や「チカーノ」、「プエルトリカン」といったサブグループ名を配置することで対処する、というのが旧来の指導層の立場であったと論じられる。一方で、チカーノ運動に影響を受けた若い活動家から、「ヒスパニック」という呼称の採用が提案された。彼らが「ヒスパニック」の採用を提案した背景には、アメリカ社会が白人と黒人のみで構成されているかのように捉える、白－黒二元論への批判があったと論者は述べる。彼らは、白人でも黒人でもない、第三の勢力となることを目指しており、そのためには、ラテンアメリカを出自とする自らのエスニック・アイデンティティを、明確に示す必要があると考えていた、というのである。そのためには、ヨーロッパとのつながりを示す「スペイン系」という言葉は、もはや障害物でしかないのであった。ただ、そうであるにもかかわらず、「ヒスパニック」というスペイン帝国の伝統を暗示する言葉が選ばれた背景には、白人性にこだわる人々と白人性を否定する人々双方を納得させる必要性があったのであろう、と論者は分析する。こうした議論の結果、公的な文書において「ヒスパニック」という呼称が採用されたのであった。

第3章では、第2章の議論を受け、1980年センサスの直前に開かれた連邦議会公聴会の記録を史料として、「ヒスパニック」の定義をめぐる、メキシコ系とプエルトリカンとのあいだでの意見の違いが分析される。論者はまず、メキシコ系がエスニック集団としての「ヒスパニック」という枠組みを前提としており、むしろ彼らにとっては、メキシコ系内部における多様性が問題であったと論じている。彼らにとって重要であったのは、「メキシカン・アメリカン」、「チカーノ」、「メキシカン」という三つのサブグループ名を質問票に載せることであった。こうした彼らの姿勢は、「ヒスパニック」のなかで自らが主導権を握ることができる、という事実によって導かれた、と論者は主張する。この論者の主張の正しさは、プエルトリカンが「ヒスパニック」に対してどのような態度を示したのかを分析することで明らかにされる。

メキシコ系とは異なり、プエルトリカンの「ヒスパニック」への対応は、二つに割れていた。メキシコ系と同じように「ヒスパニック」という枠組みを積極的に推進しようとする勢力がいる一方で、「ヒスパニック」に対して消極的な勢力もかなり存在した。メキシコ系と対等な関係ではない、と不満を述べる消極派にとって、最も重要であったのは、プエルトリカンとしての一体性であった。そのために彼らは、アメリカ合衆国とは異なった、プエルトリコ島での人種認識に基づいて、自らを独自の「人種」集団として扱うことを要求したのであった。「ヒスパニック」というエスニック集団のサブグループの一つとして位置づけられることは、彼らにとって容認しがたいことであったのである。

論者は次に、ヒスパニック人口が少ない地域の代表の発言を分析する。中米系が多く、集住もしていない地域においては、「ヒスパニック」という枠組み自体が、住民を統合する重要な鍵となり、サブグループなしの「ヒスパニック」という定義が受け入れられていたと論者は主張する。

論者はもう一つの大きな柱として、非合法移民問題を取りあげる。1970年代半ば以降、非合法移民をコミュニティの一員として受け入れ、彼らの権利を擁護する姿勢へと転じていたメキシコ系は、非合法移民を「ヒスパニック」人口に組み込むことを、積極的に主張した。これに対し、生まれながらに合衆国市民権を持っているプエルト

リカンには意見の相違がみられた。「ヒスパニック」という枠組みに積極的な勢力は、メキシコ系と同様の姿勢をみせる。一方、消極派にとって非合法移民は厄介な存在であり、彼らが権利の擁護をするのは、合衆国市民と家族関係のある非合法移民に限られていた。こうした態度の違いは、「ヒスパニック」という枠組みへの態度と相関関係にある、と論者は主張する。つまり、積極派は、「ヒスパニック」になることで、それまでは主にメキシコ系の問題であった非合法移民問題を、自らの問題として引き受けたが、消極派にとっては、非合法移民はいまだ他者の問題であったというのである。ともあれ、一連の議論をとおして、公的な場における、「ヒスパニック」の定義が決定されることとなった。

第4章および第5章では、第2、第3章と同じ時期の、別の議論を分析することで、「ヒスパニック」の定義に関する別の側面を提示することが目標とされている。まず第4章では、1975年と1982年の投票権法改定の議論を題材に、メキシカン・アメリカンの代表が自らを「人種」集団と捉えることができると主張した事例を検討している。1965年に南部の黒人に対する投票差別の解消を目的として制定された投票権法は、メキシカン・アメリカンが多く住む南西部には適用されなかったため、メキシカン・アメリカンに対する投票差別は温存されたままであった。これを解消するため、メキシカン・アメリカンの代表は、バイリンガル投票の規定を盛り込むことを要求した。バイリンガル投票自体は、大差で可決されたのであるが、論者が注目するのは、その規定の根拠をどこに求めるかという議論である。もともとの投票権法は、黒人救済が目的であったため、人種による投票差別を禁じた合衆国憲法修正第15条のみが法の根拠であったが、「人種」ではなく「言語」によって差別されてきたメキシカン・アメリカンに修正第15条を当てはめることができるのか、という点が問題となったのである。代替案としては、法の下での平等を規定した憲法修正第14条を根拠とするというものがあったが、メキシカン・アメリカンの代表は、より強固な根拠を得るために、修正第14条と修正第15条の両方を根拠とすることを主張した。彼らはそのため、自らを、エスニック集団ではなく、人種集団であると主張し、修正第15条とは矛盾しないとしたのであった。論者は、同じ人物が、他の場所では自らを白人であると主張していたことから、彼らが戦略的に自らの「人種」を使い分けていたと論じる。さらに、このような使い分けが、現在のヒスパニックの人種とエスニシティをめぐる混乱の一因となったのではないかと指摘している。

第5章では、非合法移民問題に対するメキシカン・アメリカン組織の言説を分析することで、彼らが非合法移民を受け入れることとなった要因は何であったのか、さらには、非合法移民問題に対処していくなかで、彼らの活動にどのような変化があらわれたのか、が論じられている。論者は、非合法移民問題に対する彼らの言説を分析することで、もともとは「外国人」イメージの源泉である非合法移民を敵視していたメキシカン・アメリカンが非合法移民をコミュニティの一員として受け入れることとなった要因は、多くの非合法移民が合衆国市民と家族関係を結んでいるという事実にあったと論じる。

さらに、彼らが非合法移民問題の解決を探るなかで、非合法移民の送り出し国の問題を解消しなければいけないという視角を獲得し、これまではみられなかった、外交政策への要求もおこなうようになっていったことが述べられる。そうした過程で、彼らは、ラテンアメリカ全体を「ヒスパニック」の同胞と捉えることとなったと論者は結論し、本論文を閉じる。

(論文審査の結果の要旨)

アメリカ合衆国の人種／エスニック集団に関する歴史研究は、従来、二つの集団に目が向けられる傾向が強かった。第一は、20世紀まで最大のマイノリティ集団でありつづけた黒人に関する研究である。第二は、たとえば日本で日系移民研究が盛んなように、移民を送り出した側の各国においておこなわれる、自国起源の移民を対象とした研究である。この結果、日本では、研究者の関心はもっぱら黒人と日系移民に集まってきた。

こうした歴史研究の流れに、近年、おおきな変化が生じている。ヒスパニックあるいはラティーノと自称および他称される集団（1970年代～1980年代は前者が、以降は後者の呼称が主流となる）に関する研究が、質量ともに増大しているのである。この変化の背後には、ヒスパニック／ラティーノの人口比の増大がある。2010年の国勢調査によれば、この集団は合衆国総人口の約16%を占めるようになり、黒人を抜き、合衆国最大の人種／エスニック・マイノリティとなったのである。本論文は、合衆国史研究のこうした新潮流に棹さす意欲的な仕事である。

本論文は、ヒスパニック／ラティーノ集団の法的規定および自己イメージに大きな変化が生じた1970年代～1980年代に焦点を当て、その変化の過程を解明する。論者は、この集団を三つのサブグループに大別して分析を進める。第一がメキシカン・アメリカンである。19世紀中葉のアメリカ＝メキシコ戦争の結果、テキサスに居住していたメキシコ人は、合衆国市民権を与えられると同時に、法的には白人として取り扱われるようになった。以後、かれらは白人としてのアイデンティティを強めていく。第二が、19世紀末のアメリカ＝スペイン戦争で合衆国に併合されたプエルトリコ出身者である。肌の色や顔立ちに基づく人種観に従えば、プエルトリコ人は、スペイン系白人や黒人、先住民、さらに、いわゆる「混血」など、多様な人種からなっている。だが、かれらの多くは、自分たちを一つの人種としてみるプエルトリコ人意識を共有していた。第三は、メキシコを中心とするラテンアメリカ諸国からの移民、とりわけ非合法移民である。本論文は、メキシカン・アメリカンが1970年代～1980年代に、出自と法的地位が異なる第二、第三サブグループを包摂しうる新たな集合意識としてヒスパニック像を構築していった過程を、緻密な分析により明らかにした。ここに、本論文の最大の意義がある。

しかも主たる研究対象として、研究者の関心を引きやすい少数派で先鋭的な運動団体ではなく、メキシカン・アメリカンの主流派である中産市民階級の運動団体（LULAC: League of United Latin American Citizens）を取りあげた点に、先行研究とは異なる、本論文の優れた特徴がある。また、合衆国各地でおこなわれた連邦議会公聴会の速記録をはじめとする膨大な公文書や、さまざまな運動団体の内部文書（大学などの研究機関が蒐集したものの、多くは未整理のままにある）を網羅的に調査したことも、本論文の独自性と実証性を裏書きするものである。

第1章では、前史として、第二次世界大戦後から1960年代までの時期が取りあげられる。法的には白人だがアングロ・サクソン中心の主流社会から有色人種として差別されてきたメキシカン・アメリカンの多数派は、社会的上昇を目ざし、自身が白人であることをことさら強調することでアングロ・サクソン文化に同化しようとした。そのためLULACらは、同化の妨げとなるメキシコ系移民、とくに非合法移民を自分たちから切り離し、かれらへの厳しい取り締まりを主張した。しかし、このような切り離し策は現実性がないという認識がメキシカン・アメリカンの間にひろがり、その結果LULACらは、アングロ・サクソンとは「異なる文化を持った白人」であると自らを位置づけなおすに至った。その複雑な過程を、論者は運動団体の内部文書を緻密に分析することで明らかにした。

第2章では、1970年以降のLULACが、ヒスパニックという呼称を能動的に使用するに至った道筋が解明される。1970年の国勢調査で、メキシカン・アメリカンを定義する適切な語句が調査票に使用されなかったためにメキシカン・アメリカンの人口が実際よりも少なく計測される事態が生じ、結果として、コミュニティに配分される各種公的予算などの面で不利益をこうむった、という認識をLULACを含む多くのメキシカン・アメリカン系団体は持つようになる。こうして、白人でも黒人でもない固有のアイデンティティを明確に示す必要があるという考えが台頭し、結局、白人性にこだわる多数派と、白人性を否定する過激少数派の双方を納得させる用語として、スペイン帝国の伝統を暗示する「ヒスパニック」が提案され、これが公的にも認知されるに至った。従来は連邦政府によって押しつけられたと考えられてきた「ヒスパニック」という呼称が、実際にはメキシカン・アメリカン側からの能動的選択の産物でもあったことを実証した論者の功績は、きわめて大きい。

第3章では、1980年国勢調査の直前に開かれた連邦議会公聴会の記録を手がかりに、ヒスパニックのなかにプエルトリコ人を含めようとするLULACらと、それに複雑な対応をみせたプエルトリコ系団体との間の、軋轢と協働が論じられる。LULACらは、人口の多いメキシコ系が主導権を握れるという判断のもと、プエルトリコ人をヒスパニックに含めることで、公的予算などの利権確保が有利になると考えていた。一方のプエルトリコ系団体の間では、プエルトリコ人としての一体性を重視し、自身を独自の人種集団として扱うことを要求する意見が根強かった、と論者は主張する。そのうえで論者は、非合法メキシコ系移民も含めた大きなヒスパニック集団としてまとめることが、結局はプエルトリコ系コミュニティの発展につながるという考えを、プエルトリコ系指導者たちが共有していったことを明らかにした。まっすぐな単線ではなく、軋轢と協働という複雑な過程を経て、メキシコ系とプエルトリコ系を横断する形のヒスパニック意識が根付いていった過程を具体的に明らかにしたことは、本論文の大きな功績といってよい。

第4章では、1975年と1982年の投票権法改定論議においてLULACらが、人種による投票差別を禁じた合衆国憲法修正第15条を根拠に、スペイン語と英語のバイリンガル投票制度を求めたことが論じられる。論者は、合衆国においてはヒスパニックという語が、エスニック概念としても人種概念としてもいずれにも用いられているという現況を指摘したうえで、このような混乱の一因を、バイリンガル投票制度を求めた際の、このLULACらの主張に求める。

最終の第5章では、LULACらメキシカン・アメリカン団体の、メキシコ系非合法移民を同胞としてヒスパニック・コミュニティに包摂していこうとする動向が検討される。論者によれば、メキシカン・アメリカンがメキシコ系非合法移民を自身のコミュニティの一員とみなす視角を獲得した背景には、非合法移民の大多数が合衆国市民権保持者との間に家族関係を結んでいたという状況があった。もちろん、このような指摘は論者にはじまったことではない。だが、LULACらの内部文書の緻密な調査により、先行研究の仮説的主張を実証レベルに引き上げた功績は高く評価できる。また、LULACらが非合法移民問題の解決を探るなかで、移民送り出し国の経済状況を改善する必要があるとの認識を獲得し、対ラテンアメリカ外交政策への関与を目ざすようになり、この過程で、ラテンアメリカ全体をヒスパニックの同胞社会ととらえる傾向を強めたと、論者は指摘する。これも、説得的な立論といえるだろう。

本論文は、運動団体指導者と民衆との関係性に切り込んでいないという問題点を抱えている。また、第4章は副次的な議論であり、全体の論旨からすれば、かならずしも必要でなかったかもしれない。しかし、こうした問題点は、本格的取り組みが始まったばかりのヒスパニック研究には未解明な点が多々残されているという現状の反映であり、膨大な一次史料を渉猟したうえで十分に首肯できる論を展開した

本論文の価値を、決して損なうものではない。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。なお、2013年10月11日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行った結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当分の間、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。